

グリーン調達ガイドライン

2018 年 8 月 1 日

電気興業株式会社

鹿沼グループ

〔電気興業株式会社 電気通信開発部・機器統括部〕
株式会社 電興製作所

目 次

	ページ
1. はじめに	2
2. グリーン調達 の目的	2
3. 適用範囲	3
4. 用語の定義	3
5. お取引先への要求事項	4
6. 製品・部品・材料・サービスに対する要求事項	5
7. お取引先の評価内容	6
8. グリーン調達の運用	6
9. 資料取扱いについて	6
10. 問い合わせ先	7

別紙-1 調査対象物質リスト

別紙-2 グリーン調達 取引先評価シート

別紙-3 使用禁止物質不使用証明書

別紙-4 使用抑制物質全廃計画書

1. はじめに

日頃より弊社へのご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、地球温暖化、有害化学物質による健康障害、資源・エネルギーの枯渇などが社会問題となり、環境保全に対する企業の役割がますます重要となって参りました。

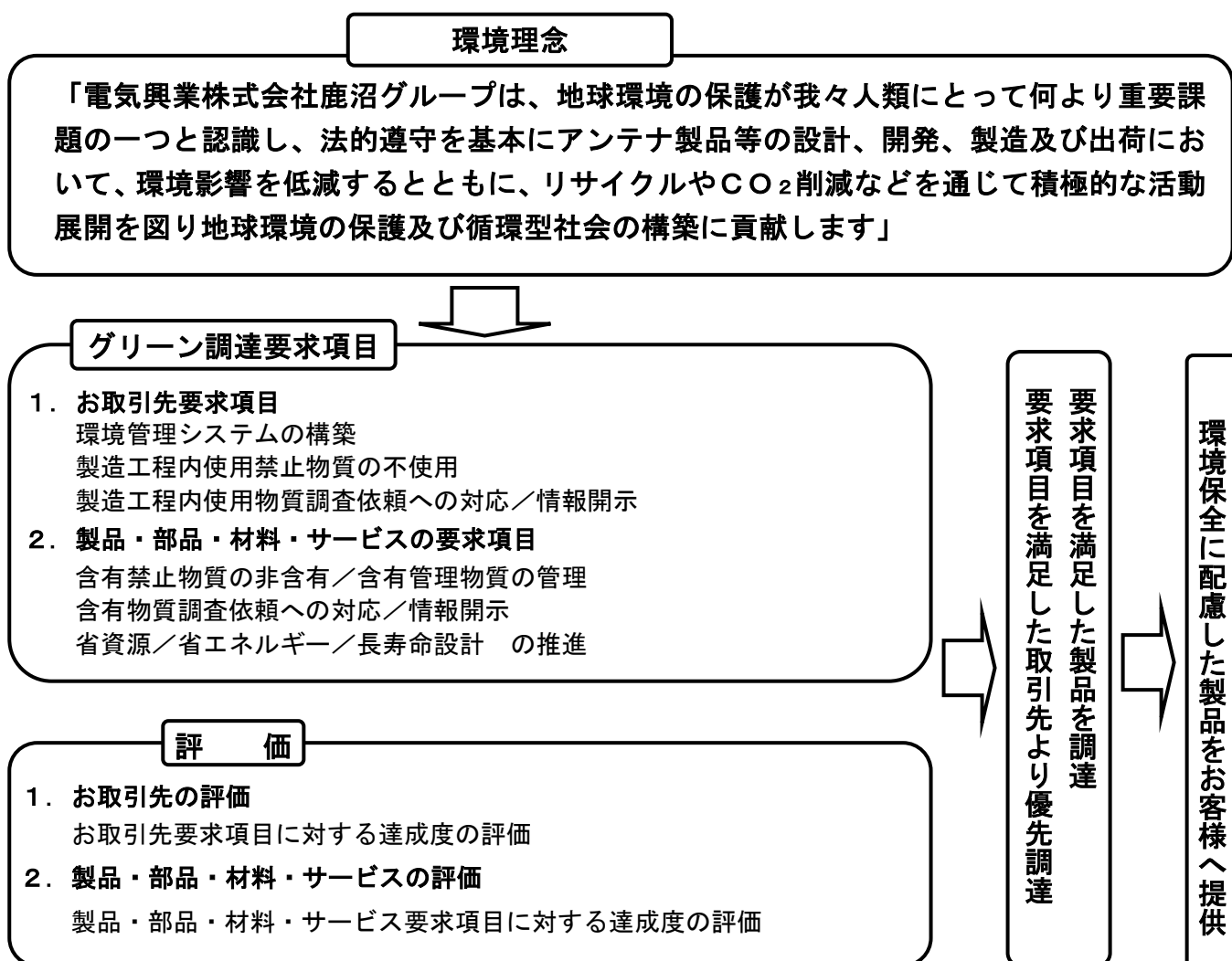
弊社においても、環境方針管理の基、企業活動を通じて地球環境保全に寄与して参りました。

この取り組みの一環として“環境保全に配慮した製品（グリーン製品）のお客様への提供”を推進させるため、お取引先様ご協力の下、環境負荷を低減させた材料・部品・サービスを積極的に調達して行きます。

2. グリーン調達の目的

本ガイドラインは、電気興業株式会社 電気通信開発部・機器統括部・株式会社 電興製作所（以下 DKK 鹿沼グループ）の環境理念に基づき、その一環として、環境負荷の少ない製品・部品・材料・サービスを優先的に調達する「グリーン調達」を推進します。

「グリーン調達」の推進により、環境保全活動に積極的なお取引先各社様と共に、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。



3. 適用範囲

- (1) 本ガイドラインは、DKK 鹿沼グループが調達する全ての製品・部品・材料・サービスの購入活動に適用します。
- (2) 本ガイドラインは、DKK 鹿沼グループが調達する全ての製品・部品・材料・サービスに使用される金型・設備・試作品等について適用します。
- (3) 本ガイドラインは、DKK 鹿沼グループが調達する全ての製品・部品・材料・サービスの製造工程内で使用される溶接棒・はんだ・加工液・洗浄剤・接着剤・燃料等の副資材について適用します。

4. 用語の定義

- (1) 製品：
アッセンブリを伴う購入品
- (2) 部品：
アッセンブリのない購入品
- (3) 材料：
DKK 鹿沼グループ内で加工が行われる購入品
- (4) サービス：
DKK 鹿沼グループが行う生産活動に要する製品・部品・材料以外の購入
(設備・備品・輸送・塗装・めっき等)
- (5) 禁止物質：
法規制等により製造や輸入が禁止されている物質で、DKK 鹿沼グループ製品を構成する納入部材への一切の含有や製造工程における使用を禁止する物質
- (6) 抑制物質：
お取引先の製造工程内での使用を廃止していただくか、若しくは使用の抑制全廃
- (7) 含有：
意図的に指定有害物質を納入品に添加・混合すること、又は納入品の製造工程中に指定有害物質が納入品に付着・混入すること
(指定有害物質が、未反応生成物または、不純物として非意図的に納入品に含まれる場合は、含有とはならない)
- (8) 意図的添加：
対象物に一定の性能を持たせるために添加された状態を言います
- (9) 閾値レベル：
製品または部品に含まれる化学物質または材料がこの値を超えると、本基準にしたがって報告しなければならない限界を示す濃度レベル。閾値レベルには意図的添加と、数値で設定されている閾値 xx% (ppm) などがあります

(10) 均質材料：

均質材料とは異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味します。均質という用語は、「全体的に一様な組成であること」を意味します。「均質材料」の例は個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、未実装基板、樹脂、コーティングなどです

5. お取引先への要求事項

DKK 鹿沼グループでは、環境保全に積極的に取り組んでいるか否かを調達にあたっての重要な判断要素と考えています。よって、お取引先の環境保全への取り組み状況を確認させていただき、次の内容を満足したお取引先からの調達を優先します。

(1) 環境管理システムの構築

ISO14001 の認証、EA-21、KES 等の第三者機関の認証を取得していること。

EA-21：エコアクション 21

KES：京都・環境マネジメントシステム・スタンダード

(2) 製造工程内での使用禁止物質の不使用

DKK 鹿沼グループが指定する使用禁止物質を製造工程内で使用していないこと。
(別紙-3 参照)

(3) 製造工程内での使用抑制物質の管理

DKK 鹿沼グループが指定する使用抑制物質の製造工程内使用抑制計画・廃止計画があること。
(別紙-4 参照)

(4) 物質調査依頼への対応

DKK 鹿沼グループが調達する製品・部品・材料・サービスの製造工程で使用される化学物質・含有濃度・物質量等の調査依頼に対し速やかに対応回答していただくこと。
(別紙 1 参照)

(5) 提案活動の推進

DKK 鹿沼グループが調達する製品・部品・材料・サービスの製造工程にて、環境保全のためにより有効な手段・方法について積極的に提案していただけること。

(6) 情報開示

DKK 鹿沼グループが調達する製品・部品・材料・サービスの製造工程内環境情報や、環境保全取り組み状況等を積極的に開示していただけること。

6. 製品・部品・材料・サービスに対する要求事項

DKK 鹿沼グループでは、調達する製品・部品・材料・サービスそのものの環境負荷低減が必要と考えています。環境汚染や人の健康障害防止には、製品・部品・材料・サービスの使用時・廃棄処分時に有害な物質が放出される事が無いよう適正な処理を行うことが必要であり、環境や人の健康に被害を与える恐れのある物質が非含有または含有管理された次の内容を満足する製品・部品・材料・サービスのみを調達させていただきます。

(1) 製品・部品・材料・サービスへの含有禁止物質

DKK 鹿沼グループが指定する含有禁止物質を含有している製品・部品・材料・サービスは原則として購入いたしません。

DKK 鹿沼グループが指定する含有禁止物質については、指定量以上含有した製品・部品・材料・サービスは原則として購入いたしません。

(別紙1 参照)

(2) 長寿命化

長期間の使用が可能な、また、修理や部品交換が可能な設計をお願いします。

(3) 省資源・省エネルギー

できるだけ少ない資源やエネルギーで製造され、流通段階や使用中に資源やエネルギー消費量が少ない設計をお願いします。

①使用時・待機時の消費電力が少ないこと。

②小形・軽量化が図られていること。

③希少資源の使用量が少ないこと。

④輸送会社では、低燃費車や低公害車の使用をお願いします。

(4) リサイクルの容易性

リサイクルしやすい素材を使用し、使用素材ごとの分離分解が容易な設計をお願いします。

(5) 再生材料の使用

可能な限り再生材料を使用した設計をお願いします。

(6) 材料名表示

①製品及び部品には可能な限り材料名を容易に消えない方法で明記してください。

②プラスチック材料からなる 25 g 以上の成型部品は、JIS 規格に従った材料名の記号を表示してください。また、25 g 未満の場合でも可能な限り表示してください。

(7) 情報の開示

DKK 鹿沼グループが調達する製品・部品・材料・サービスに関する使用物質や環境情報、環境保全取り組み状況等を積極的に開示してください。

7. お取引先の評価内容

お取引先の選定にあたっては、品質（Q）、価格（C）、納期（D）、サービス（S）に加え「6 項お取引先への要求事項（1）～（7）」を評価いたします。

評価方法としては、別紙-2「取引先評価シート」にて実施いたします。

8. グリーン調達の運用

グリーン調達の運用は以下の通りです。

（1）製品・部品・材料・サービス単位での調査

- ① グリーン調達の要求事項（6 項）に基づき、製品・部品・材料・サービスについての情報を提供していただきます。
- ② 「製造工程内での使用禁止物質の不使用」「製造工程内での使用抑制物質の使用抑制」について、不使用並びに使用抑制の確認をさせていただきます。
また、製造工程内での使用禁止物質・使用抑制物質については別紙-3「使用禁止物質不使用証明書」、別紙-4「使用抑制物質全廃計画書」の提出願います。
- ③ 環境影響物質含有調査につきましては、経済産業省の主導により開発されたアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の情報伝達スキーム『chemSHERPA^{※1}』を使用し、情報の提供をお願いいたします。

^{※1} chemSHERPA 参照 URL : 「<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>」
- ④ 製品・部品・材料・サービスに含有する環境影響物質については、原則として該当品取引開始時点及び 4 M（作業者・作業方法・使用設備・使用材料）変更時点での提出をお願いします。
- ⑤ 必要に応じて、購入仕様書・図面等でグリーン調達に関する条項を個別に盛り込ませていただく場合があります。この場合は、個別仕様を優先します。

9. 資料取扱いについて

ご提供いただきました資料は、内部資料として弊社グループ内にて共有させて頂き、弊社グループ以外に公表することはありません。ただし、調査依頼に基づく提出資料等は、弊社の客先へのエビデンスとして利用させて頂くことが有ります。

10. 問い合わせ先

本ガイドラインに関する問い合わせ先は下記の通りとします。

電気興業株式会社鹿沼グループ内

機器統括部 品質管理部 品質・環境推進課

TEL : 0289-76-2294

機器統括部 生産管理部 資材課

TEL : 0289-76-2767

【発行元】

電気興業株式会社 機器統括部

〒322-0014 栃木県鹿沼市さつき町 13-4

【改定履歴】

文書番号	改定日	主な改定内容
G 調 01-1	2005/12/01	新規制定
F-045-1	2014/06/30	G 調 01-1 グリーン調達ガイドライン及び G 調 02-1 有害物質マニュアルを統合。 調査対象物質を ICE62474 に準拠 等を含み、全面見直し
F-045-2	2018/08/01	調査対象物質リストの変更に伴い、全 面的に見直し。

調査対象物質リスト

(2018/08/01 現在)

No	物質群	主な法令 または工業基準	対象範囲	閾値レベル	使用例
1	カドミウム及びカドミウム化合物	・ 2011/65/EU (EU/RoHS 指令およびその改正) ; ・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の附属書第 17 号 ; ・ EIP(電子情報製品) の汚染管理に関する中国の管理措置 ; ・ 米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法 SB20-SB50 および AB575 による修正 ; ・ 資源の効果的な活用を促進する改正法 (J-Moss)	電池を除くすべて	均質材料中のカドミウムとして 0.01 重量%以下のもの (100ppm)	顔料、防錆(耐食)表面処理、光学ガラス、熱安定剤、メッキ、蛍光材料、電極、低融点はんだ、電気接点、亜鉛メッキ、光電用途、蛍光体塗料、軸受合金
		・ EU 電池指令 2006/66/EC ; ・ 韓国「品質経営及び工産品安全管理法」	電池	電池に対するカドミウムの重量比が 0.001%を以下のもの (10ppm)	リレー接点、フォトダイオードボルトセル (太陽電池)、Ni/Cd バッテリー
2	六価クロム化合物	・ 2011/65/EU (EU/RoHS 指令およびその改正) ; ・ EIP(電子情報製品) の汚染管理に関する中国の管理措置 ; ・ 米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法 SB20-SB50 および AB575 による修正 ; ・ 資源の効果的な活用を促進する改正法 (J-Moss) ; ・ 欧州 REACH 規則第 1907/2006/EC の候補者リスト	すべて	均質材料中のカドミウムの濃度として 0.1 重量% (1,000ppm)	顔料、塗料、インキ、触媒、メッキ、防食表面処理、染料、塗料乾燥機、表面処理
3	鉛／鉛化合物	・ 2011/65/EU (EU/RoHS 指令およびその改正) ; ・ EIP(電子情報製品) の汚染管理に関する中国の管理措置 ; ・ 米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法 SB20-SB50 および AB575 による修正 ; ・ 資源の効果的な活用を促進する改正法 (J-Moss) ; ・ 欧州 REACH 規則第 1907/2006/EC の候補者リスト	下記に示す対象以外のすべての物質 1. 電池、 2. 熱硬化性または熱可塑性を施したケーブル/コードの表面被覆材、および 3. 子供の使用を目的とした玩具やその他の物品の塗料および類似の表面コーティング	均質材料中の鉛の濃度として 0.1 重量% (1,000ppm)	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定化剤、電池用材料、快削合金、快削鋼、光学材料、CRT ガラスの X 線遮蔽、電気はんだ材料、メカニカルはんだ材料、硬化助剤、加硫剤、強誘電体、樹脂安定剤、めっき、金属合金、樹脂添加剤
		・ 76 FR 44463 によって変更された米国の消費者製品安全改善法	主として 12 歳以下の子供向けの消費者製品	0.01 重量% (100ppm)	顔料、塗料、安定化剤、着色剤
		・ 米国の消費者製品安全改善法	子供の使用を目的とした玩具やその他の物品の塗料および類似の表面コーティング	表面コーティング材の 0.009 質量% (90ppm)	顔料、塗料、安定化剤、着色剤
		・ 米国/カリフォルニア州プロポジション 65 判例法	熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆中の 0.03 重量%以下のもの (300ppm)	ケーブル/コード
		・ 2006/66/EC EU バッテリー指令 ; ・ 中国標準 GB 24427-2009 “アルカリおよび非アルカリ性亜鉛二酸化マンガン電池の水銀、カドミウムおよび鉛含有量の制限	電池	バッテリーの 0.004 重量% (40ppm)	亜鉛炭素電池、アルカリボタン電池

調査対象物質リスト

(2018/08/01 現在)

No	物質群	主な法令 または工業基準	対象範囲	閾値レベル	使用例
4	水銀／水銀化合物	・ 2011/65/EU (EU/RoHS 指令およびその改正) ; ・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の附属書第 17 号 ; ・ EIP(電子情報製品) の汚染管理に関する中国の管理措置 ; ・ 米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法 SB20-SB50 および AB575 による修正 ; ・ 資源の効果的な活用を促進する改正法 (J-Moss)	電池を除くすべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。) 均質材料中の水銀添加濃度として 0.1 重量% (1,000ppm)	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理
		・ 乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾の制限 ; ・ 中国の標準的な GB 24427-2009 「アルカリおよび非アルカリ性の亜鉛二酸化マンガン電池のための水銀、カドミウムおよび鉛の内容の制限」 ; ・ 韓国: 工業製品の品質管理と安全性の制御に関するバッテリーレギュレーション法律 ; ・ 2006/66/EC EU バッテリー指令 ; ・ ニューヨーク Env 法 § 27-0719 バッテリーの管理と廃棄	電池	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。) 電池材料中の水銀添加濃度として 0.0001 重量% (1ppm)	銀酸化物ボタン電池、アルカリ電池、亜鉛炭素電池
5	ニッケル	・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の附属書第 17 号 ;	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。)	ステンレス鋼、めっき : 長時間皮膚接触の適用例 : ヘッドホーン
6	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	・ 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法) ・ 欧州 REACH 規則第 1907/2006/EC の候補者リスト候補者名簿 (バージョン 29)、第 59 条 (1、10)、第 33 条、第 7.2 条	すべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。) 成形品の 0.1 質量% (1000ppm)	防食剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
7	三置換有機スズ化合物	・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の附属書第 17 号 ; ・ 欧州委員会規則 No. 276/2010 ・ 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法)	すべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。) スズ元素として材料中の 0.1 重量% (1,000ppm)	安定剤、酸化防止剤、抗菌防カビ剤、防汚染剤、防腐剤、抗防カビ剤、塗料、顔料、耐汚染剤
8	ジブチルスズ化合物 (DBT)	・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の附属書第 17 号 ; ・ 欧州委員会規則 No. 276/2010	すべて	スズ元素として材料中の 0.1 重量% (1,000ppm)	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
9	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の附属書第 17 号 ; ・ 欧州委員会規則 No. 276/2010	(a) 皮膚と接触することを意図する繊維および皮革製品、 (b) 育児用品、 (c) 2 液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2 シーラントモールドイングキット)	スズ元素として材料中の 0.1 重量% (1,000ppm)	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
10	酸化ベリリウム	・ 欧州産業協約 (DIGITIALEUROPE (旧 EICTA) / CECED 及び EERA は、治療施設に関する情報に関する指令 2002/96 (EC) の第 11 条の実施に関するポジショングайдランスガイド) -2005	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000ppm)	セラミックス
11	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	・ 2011/65/EU (EU/RoHS 指令およびその改正) ; ・ EIP(電子情報製品) の汚染管理に関する中国の管理措置 ; ・ 資源の効果的な活用を促進する改正法 (J-Moss) ;	すべて	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)	難燃剤
12	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	・ 2011/65/EU (EU/RoHS 指令およびその改正) ; ・ EIP(電子情報製品) の汚染管理に関する中国の管理措置 ; ・ 資源の効果的な活用を促進する改正法 (J-Moss) ; ・ 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法)	すべて	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)	難燃剤

調査対象物質リスト

(2018/08/01 現在)

No	物質群	主な法令 または工業基準	対象範囲	閾値レベル	使用例
13	臭素系難燃剤 (BFR) (PBB 類、PBDE 類、及び HBCDD を除く)	・ IPC-4101 ・ IEC61249-2-21	積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で 0.09 重量% (900 ppm)	積層プリント配線基板
		・ JS-709A 標準を定義する “低ハロゲン” エレクトロニクス	プラスチック材料ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で 0.1 重量% (1000ppm)	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤
14	塩素系難燃剤 (CFR)	・ JS-709A 標準を定義する “低ハロゲン” エレクトロニクス	プラスチック材料ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で 0.1 重量% (1000ppm)	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤
		・ IPC-4101 ・ IEC61249-2-21	積層プリント配線基板	積層板の臭素塩素の含有合計で 0.09 重量% (900 ppm)	難燃剤
15	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替	・ 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法) ・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17 ・ 米国 TSCA	すべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、難燃剤、誘電体シーラント
16	ポリ塩化ターフェニル類 (PGT 類)	・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の付属書 1	すべて	材料中の 0.005 重量% (50ppm)	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液、可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
17	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素数が 2 以上)	・ 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法) ・ 欧州議会と持続有機汚染物質評議会の規制 (EU No 519/2012)	すべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。)	潤滑剤、塗料、安定剤 (電気特性、難燃性、耐水性) 絶縁材、難燃剤
18	過塩素酸塩	・ カリフォルニア州議会法案番号 826 過塩素酸汚染防止法; 2006 年 7 月 1 日実施	すべて	製品の 0.0000006 重量% (0.006ppm)	リチウム電池、コイン電池
19	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	・ (EC) 850/2004 (ポップス規制) ・ カナダ環境保護法 SOL/SOL/2008-178 ・ 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法)	織物またはその他の表面処理された材料	意図的添加または表面処理された材料中の 0.1 重量% (1,000ppm) 1 μg/m ²	フィルム・プラスチック用帯電防止剤
			上記の用途を除くすべて	意図的添加または製品の PFOS 合計として 0.1 重量% (1,000ppm)	
20	フッ素系温室効果ガス (HFC、PFC、SF6)	・ EU 規則 No. 842/2006	すべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。)	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス
21	アスベスト類	・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17 ・ 米国 TSCA ・ 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	すべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。)	絶縁体、フィラー、顔料、塗料、タルク
22	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	・ REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の付属書 17	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品の 0.003 重量% (30ppm)	顔料、染料、着色剤
23	オゾン層破壊物質	・ 特定物質等の管理によるオゾン層の保護に関する法律 (日本法) ・ モントリオール議定書 ・ クリーンエア法第 611 条 (米国法) の 1990 改訂オゾン層を枯渇させる物質に関する規制 ・ (EC) 第 1005/2009 号	すべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。)	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤

調査対象物質リスト

(2018/08/01 現在)

No	物質群	主な法令 または工業基準	対象範囲	閾値レベル	使用例
24	放射性物質	- EU-D 96/29/Euratom - 核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する日本の法、1986 年 - 放射性障害防止法 (日本) - 米国 NRC	すべて	意図的添加 (意図的添加が不可なことを意味します。)	光学特性 (トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器
25	ホルムアルデヒド	- オーストリア- BGB I1990/194 - ホルムアルデヒド規制 § 2、1990. 2. 12 - リトアニア衛生基準 HN96:2000 (衛生基準および規制)	織物	織物製品の 0.0075 重量% (75ppm)	織物
26	2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	- 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法) - 欧州 REACH 規則第 1907/2006/EC の候補者リスト	すべて	意図的添加または物品の 0.1 重量% (1000ppm)	接着剤の UV 安定化剤、塗料、印刷インキ、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシーリングフィラー
27	ヘキサブROMシクロデカン	- 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 (化審法) - 欧州 REACH 規則第 1907/2006/EC の候補者リスト (EC) 850/2004 (ポップス規制)	すべて	意図的添加または物品の 0.01 重量% (100ppm)	主に発泡ポリスチレンとある種の繊維に使用される難燃剤
28	短鎖型塩化パラフィン (C10 ~ C13)	- 欧州 REACH 規則第 1907/2006/EC の候補者リスト - EU POPs 規則 (EC) No. 850/2004 - ノルウェーの製品規制-2004-06-01-922 - 化学製品のリスク低減に関するスイス条例	すべて	意図的添加または物品の 0.1 重量% (1000ppm)	PVC 用可塑剤、難燃剤
29	フタル酸ビス 2-エチルヘキシル (DEHP)	- RoHS 指令「2011/65/EU」を修正する欧州委員会委任指令「2015/863/EU」 - 欧州 REACH 規則第 1907/2006/EC の候補者リスト	すべて	均質材料中の 0.1 重量% (1000ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
30	フタル酸ブチルベンジル (BBP)				
31	フタル酸ジブチル (DBP)				
32	フタル酸ジイソブチル (DIBP))				
33	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	- REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書 17 - 米国の家庭用品安全性向上法	子供の口に入る玩具または育児用品	可塑化した材料中のフタル酸濃度の合計で 0.1 重量% (1,000 ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
34	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル)	欧州委員会決定 2009/251/EC	すべて	包装材品目の 0.00001 重量% (0.1 ppm)	乾燥剤、防かび剤
35	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	米国・カリフォルニア州プロポジション 65	すべて	意図的に追加または成形品の 0.1 重量% (1,000ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
36	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	- 米国・カリフォルニア州プロポジション 65 - EU REACH 規則 付属書 XVII - 欧州 REACH 規則第 1907/2006/EC の候補者リスト	すべて	意図的に追加または成形品の 0.1 重量% (1,000ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤

グリーン調達 取引先評価シート

記入日 年 月 日

貴社名		評価責任者	お取引先様	当社担当
取引先コード		部署		
事業所名		役職		
代表者名		氏名		
事業所所在地		TEL		
		E-mail		

■ 当社との取引実績

取引実績	☐ ある ☐ ない	該当事業所名	
主な取扱い品目			

■ 環境保全活動に関する項目（●印が調査項目）

ISO14001 等の 認証取得状況	☐ ISO14001 を取得している	取得日（予定日）				
	☐ 第三者認証を取得している	認定機関（予定機関）				
	☐ 認証取得準備中	認定番号				
	☐ 認証取得計画無し	備考（特記事項）				
	☐ その他					
要求項目	評価基準	DKK 図面		取引先評価		
		有	無	YES	NO	評点
環境への取組 について	環境保全に対する理念・方針・宣言がある。	●	●	☐	☐	10
	環境保全に対する継続的改善及び汚染予防を約束できる。	●	●	☐	☐	10
	法的及びその他の要求事項を遵守している。	●	●	☐	☐	10
	方針が全従業員へ周知・教育されている。	●	●	☐	☐	10
	省資源の取り組みが行われている・記録がある	●	●	☐	☐	10
	省エネルギーの取り組みが行われている・記録がある。	●	●	☐	☐	10
	環境汚染防止の取り組みがある・記録がある。	●	●	☐	☐	10
	廃棄物処理が適正に行われている・記録がある。	●	●	☐	☐	10
	周辺住民との環境に関するトラブルがない。	●	●	☐	☐	10
	関係監督官庁から環境に関する処罰を受けていない。	●	●	☐	☐	10
製品部品材料 サービスにつ いて	製造工程内での使用禁止物質の使用はない。	●	●	☐	☐	10
	製造工程内での使用抑制物質の抑制計画・廃止計画がある。	●	●	☐	☐	10
	修理や部品交換が可能な設計を行っている。		●	☐	☐	10
	省資源・省エネルギーを考慮した設計を行っている。		●	☐	☐	10
	リサイクルを考慮した設計を行っている。		●	☐	☐	10
	可能な限り再生材料を使用している。		●	☐	☐	10
	製品及び部品には可能な限り材料名を表示している。		●	☐	☐	10
	当社からの使用物質調査依頼に対応できる。	●	●	☐	☐	10
	製品に使用する素材の使用量の記録がある。	●	●	☐	☐	10
	製品に使用する素材の化学物質記録を調査できる。	●	●	☐	☐	10
	製品製作に使用する副資材の使用量の記録がある。	●	●	☐	☐	10
	製品製作に使用する副資材の化学物質記録を調査できる。	●	●	☐	☐	10
その他	4M 変更時には事前連絡できる。	●	●	☐	☐	10
	環境保全のための提案ができる。	●	●	☐	☐	10
		190	240			

■ 備考（その他、特記事項）

--

電気興業株式会社 殿

使用禁止物質不使用証明書

_____ 年 _____ 月 _____ 日

会社名 : _____ 社印

責任者役職 : _____

責任者名 : _____

当社は、貴社へ納入するすべての製品・部品・材料・サービスについて、その製造工程内において下記化学物質の不使用を保証・証明いたします。

— 記 —

1. 対象となる化学物質

NO.	物質名	適用法令等
1	CFC	モントリオール議定書 オゾン層保護法
2	ハロン	
3	四塩化炭素	
4	1,1,1-トリクロロエタン	
5	ブロモクロロメタン	
6	臭化メチル	
7	HBFC	

※ 冷媒または消火用途は対象外

本件における当社担当窓口

部署名 : _____

氏名 : _____

TEL : _____

E-mail : _____

以上

電気興業株式会社 殿

使用抑制物質全廃計画書

年 月 日

会社名：社印

責任者役職：

責任者名：

当社は、貴社へ納入するすべての製品・部品・材料・サービスについて、その製造工程内に使用する下記化学物質の全廃時期を以下のように計画しております。

— 記 —

1. 対象となる化学物質

NO.	物質名	適用法令等	全廃予定時期
1	HCFC	モントリオール議定書（2020 年～全廃）	平成 年 月
2	トリクロロエチレン	水質汚濁防止法	平成 年 月
3	テトラクロロエチレン	水質汚濁防止法	平成 年 月
4	塩化メチレン	水質汚濁防止法	平成 年 月

※ 既に使用していない場合（チェックマーク記入）

- ☐ 現在、製造工程内で上記化学物質を使用しておりません。
- ☐ 今後とも使用する予定はありません（代替品にて対応します）。

本件における当社担当窓口

部署名：

氏名：

TEL：

E-mail：